

通告7番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和議員。

○尾和議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず第1点についてであります。今回は障害者雇用、2番目に、複合災害発生時における避難計画、3番目に、学校再開後のコロナ感染に関して、監査の業務について、紙おむつリサイクル事業について、孤独死・自死への本市の対策について、土砂災害危険区域の固定資産税減免について、7項目について質問を行います。市当局の誠意ある前向きな答弁を期待して、質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず第1点、障害者雇用についてであります。

私は、2016年6月議会において、障害者就労施設からの物品等の購入等をはじめ岩出市の雇用率及び雇用者数を質問しました。その際、法定数は、平成26年6月1日現在、4名であり、実雇用率は2.46%であり、達成しているとのことでありました。2018年の9月議会において一般質問し、障害者雇用の点について、再度質問しました。このときには、中央官庁等々において、雇用者数が実際には事実でなかったということもありまして、地方自治体、国とも障害者雇用に対する認識が問われたときでありました。2018年の12月議会において、私は、法定雇用率が不足をしているという事態に対して、1名雇用すべきであるということが明らかになりました。今後、1名の雇用計画のスケジュールを答弁ください。

今回で3回目の質問をしたわけでありまして。市の答弁は、その議会において、総務部長及び市長は、法定雇用率を満たしていない。今後、法定雇用率の確保を目指すようにしていくと、この議場において発言をされました。また、12月議会では、総務部長は早期に年度途中からでも採用したいと答弁をされたのであります。

最近のわかやま新報の新聞において、和歌山労働局が、2019年度の雇用状況について、法定雇用率を達成していない岩出市、橋本市、古座川町、白浜町の和歌山県内4市町に実施勧告を出し、採用計画の作成を求めているのであります。当市にとって明らかに不名誉なことであり、法を守るべき自治体が守らない。この件については強く抗議するとともに、答弁を求めたいと思います。

今日までの経過と、なぜ法を守らないのか。雇用率は満たしているのか。

2番目に、労働局からの実施勧告と採用計画作成をしてきたのか、その点について市当局の答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の雇用率は満たしているのかについてですが、市では、身体障害者を対象とした職員の募集を令和元年10月27日、12月1日と2回実施いたしましたが、2回とも応募者がゼロという結果であり、現在、雇用率は満たしておりません。

2点目、労働局からの実施勧告、採用計画作成についてですが、令和元年6月18日付で、障害者採用計画通報書を提出し、その結果、令和2年3月12日付で和歌山労働局長から法定雇用率を達成するよう勧告を受けております。現在、雇用率は達成されておりましたが、今後も障害者採用計画のとおり、雇用率を達成できるよう、地方公共団体の責務として、引き続き障害者を雇用するように努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、総務部長のほうから答弁をされましたが、この障害者雇用の促進に関しては、基本的人権を守る、障害者の雇用促進をするという立場から、市の政策として、地方自治体の責務として、この問題を重視をしているわけであります。いかに岩出市が障害者に対する認識が甘いか。今の答弁では謝罪の一言もありません。私は、この2年間、この問題について質問をしてきたわけですから、その経過について、今、総務部長のほうから募集を2回実施したけども、応募者がいないということでありました。そしたら、雇用率を達成しなくていいかということでありました。まさしく岩出市の姿勢が問われていると言わざるを得ないのであります。

働く障害者は年々増え、50万人に達し、企業の半数が法定の雇用率を達成している現状の中において、さらに雇用率を引き上げていく。そして、精神障害者も対象者に加え、さらに就労拡大に取り組む大事なこの時期であります。

私たちは、この責任と義務において、岩出市の姿勢を改めていただきたい。強く求めたいと思います。

その上で、今日までの責任と義務について、再度、岩出市の基本的な考え方をお聞きをしたいと思います。

さらに、募集の方法について、どういう募集をしてきたのか。募集をしたけども、応募者がゼロだから仕方がないという姿勢を改めていただきたいのであります。障害者雇用は、地方公共団体は2.5%として、都道府県の教育委員会は2.4%を達成するよう勧告が出ているわけですから、これを達成していく。細心の注意を払い、最

大限の努力をしてきたかという問題であります。この点について、再度、岩出市の考えをお聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、市としては、現在雇用率を達成していないということは、地方公共団体の責務としては果たせていない状況であるということ、その責任はあると考えております。ただ、市のほうも何も手だてをしなかったということではなく、先ほどもご答弁の中で言わせていただきましたが、令和元年の10月27日、12月1日と2回、身体障害者を対象とした職員の募集、ホームページ等でやりましたが、結果的には応募者がゼロであったということでごさいます。

採用試験を実施して、応募者がいない現状、また、実際受験されて合格者があったとしても辞退されるというようなことも考えられることから、雇用率達成は非常に厳しい状況であると考えております。

しかしながら、先ほども申しましたが、障害者雇用率を充足できていないということは、深く認識をしているところでございます。引き続き障害者雇用率の充足に向けて、応募を続けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 基本的な姿勢で、私は一番問題なのは、民間であればペナルティーとして、1人に対して課徴金という形で納付しなければならない制度があるわけです。地方自治体は、それが無いからやらないんだというように捉えざるを得ないわけですね。岩出市は、その課徴金については、地方自治体は納めなくていいという認識はあるのではないだろうかと思うんですけども。

まず最初に、部長のほうから答弁あったんですが、2年間、何をしてきたかということで、私はまず最初に、岩出市民に対して、誠に申し訳ないと、謝罪を始めてから答弁をすべきでないかなと思うんですね。やはりお役所仕事というのは、そういう認識でおられると言わざるを得ないのであります。

まして、岩出市の基本方針には、障害者の人権やそういうものを守っていくと大見えを切って、パンフレットに書いているわけですから、最低の法律を守る、これが基本姿勢にないと、何事も岩出市民からの信頼を得ないし、岩出市の行政に対して不信感を持つということになるかと思うわけでありまして。

岩出市の精神・身体障害者、何人おられるんですか。岩出市の在住者だけでも、近隣の市町村でもいいと思うんですけども、別に岩出市民の方が障害者の雇用に応募するということが、ないと思うわけでありますから、別に他の市町村から応募されてもオーケーだと思いますし、岩出市の障害者、担当課で今何人把握をされておりますか、ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

現在、障害者の雇用率が達成されていないことについて、謝罪をすべきではないかということですが、現状、雇用率を達成できていないことは現実でございますので、その点については雇用率が達成できるように、これからも努めるということでございます。

それと、民間の事業者であればペナルティーがあると。地方公共団体はペナルティーがないからそういう状況になっているのではないかというようなご質問であったかと思いますが、市としましては、ペナルティーのあるなしにかかわらず、障害者の雇用率を達成するということが、法律で決められていることでございますので、今現在は、確かに達成はしておりませんが、採用試験等も実施してきたところでございます。尾和議員がおっしゃられていた、市内だけにこだわることはなくというようなお話もありましたが、広報の方法については、またそれぞれ検討していきたいと思いますが、引き続き採用試験の実施をしていきたいと考えてございます。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

岩出市の障害者の方ということで、現在、身体障害者手帳を1級から6級までの方で、全体で平成28年度、1,847名でございます。

○尾和議員 議長、身体障害者だけでなくして、精神障害者も雇用したらこの枠に入るんで、精神障害者も含めて、別々に回答してください。

○田畑議長 地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度で344名でございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 2番目の質問を行いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が全国的に広がりを見せ、今後、収束傾向に見えても、再び感染の拡大も予測されております。こうした予断を許さない状況の中、これから台風シーズンや水害、地震などの災害の発生と、そのおそれがある場合、市は避難勧告・指示などの避難所の発令とともに避難所を開設し、避難者を受け入れることが必要になります。

間もなく大雨、気候変動の季節を迎える中において、市はどうしていくののだろうかとは私では考えております。地域や避難所となる施設の事情に配慮して、マニュアル等を作成し、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法など、住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資、資機材、要員の配備や役割分担、手順の確認など、敏速かつ着実に備えておくことが求められます。

これまでの災害における避難所の環境に鑑みると、3密、密閉、密集、密接となりやすく、新型コロナウイルス感染症が拡大しやすい環境にあると言えます。また、ワクチンや治療薬が確立してない現状では、より一層の感染防止に努めなければなりません。3つの密のおそれがある避難所の運営をどうするか。指定緊急避難場所の運営について、可能な限り感染防止対策に留意する必要があります。

市民の命と健康を守るために、前例のないこの危機にどうしていくのか、そういう観点から4点にわたって質問をしたいと思います。

まず第1点は、避難行動計画をどうしていくのか。

2番目に、避難所の感染予防と備蓄はどうなっているのか。さらに、避難所収容人員の見直しについてどうするのか。

それから、3密への対策をどうするのか。

避難所の見直し、及び長期避難となった際の感染対策はどうされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の2番目、複合災害発生時における避難計画についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響下において、本市においては、いつ発生しても不思議でない南海トラフを震源地とする巨大地震や中央構造線を震源とする巨大地震、また近年多発する風水害などが懸念されます。

このような状況下において、避難所開設時には、密閉、密集、密接のいわゆる3

密の回避を図るため、避難者同士の距離の確保をはじめマスクの着用や手指消毒の徹底、間仕切り段ボールの設置などの感染症対策を実施することとしております。

また、風水害時等において、事前に開設する避難所についても、従来より拡大して開設することとしております。

詳細につきましては、総務部長から答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の2番目、複合災害発生時における避難計画についてお答えいたします。

1点目の避難行動についてですが、災害発生時における避難行動については、自分や家族の命は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助が重要となり、避難所や浸水想定区域などを示した防災マニュアルを全戸配布するなどし、市民への啓発に努めております。

また、新型コロナウイルス感染症対策としましては、避難所での密集を避けるため、親戚、友人、知人宅などへ避難することも広報してまいります。

次に、2点目の避難所の感染予防と備蓄、避難収容人数の見直しについて、3点目の3密への対策について、一括してお答えいたします。

避難所での感染予防については、岩出市地域防災計画や避難所運営マニュアル等に基づき、避難所におけるマスクの着用をはじめ手指消毒の徹底、避難者同士の距離の確保などの対策を実施することとしております。

感染予防対策に係る備蓄物資についても、マスクや消毒液、間仕切り段ボールの備蓄を行っております。

避難所の収容人員についても、避難者同士の距離を確保する観点から、従来よりも広く、1人当たりの面積を拡充して計算を行っております。

また、避難所での3密の回避や感染予防物資の事前準備及び避難所への携行、避難所以外への避難の検討などについて、市民への啓発を行うため、広報7月号と同時に啓発チラシの全戸配布を予定しております。

次に、4点目の避難所の見直し及び長期避難となった際の感染対策についてお答えいたします。

避難所の見直しについては、避難者同士の距離を確保することから、風水害等における事前開設避難所を通常よりも拡大し、開設することとしております。また、避難生活が長期になる場合においても、岩出市地域防災計画や避難所運営マニュアル等に基づき、避難所での感染防止に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 具体的にお聞きをさせていただきたいと思います。

まず、避難行動計画については、今、自分自身の命を守るということは、それは当然だと思っただけです。

避難所収容の見直しについてであります。社会的距離を保つソーシャルディスタンスという言葉で表現をされております、一般的には。そうしますと、その距離からいうと、大体2メートル四方というようなことも言われております。そうしますと、今までの避難所計画の収容人員、これは抜本的に見直す必要があると思っただけですが、この点についてはどうされるのか。

それから、マスク、段ボール、仕切りの点なんです、これについて、それを置くことによって収容人員も変わります。これについてどうされるのか。今、部長は拡大してということなんです、避難所の場所を増やすのか、現行のまま避難所指定をしているところに来ていただくのか、そこら辺が明らかではありませんので、拡大するというのはどういう意味で言われたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3密の問題であります、この3密という言葉は、調べますと、新義真言宗、密教、弘法大師の時代からあったらしいんですが、仏教用語らしいですけども、その3密、密閉、密集、密接、この言葉を安易に使わず、この点について、具体的に市民に広めていくということが大切ではないかなと思っただけです。

それから、部長が避難するときには、友人や知人のところに避難してくださいということらしいんですが、これについてもどうしていくのか。全く一般市民の方についてはどうすればいいかということで、そういう方がおられる場合は行けるんですけども、いない場合はどうするのか。ここら辺の対策を取らないと、現実的には解決しないのではないかなと思っただけですが、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、まず新型コロナウイルスの問題について、一番今問題になっているのは、いわゆるPCR検査と抗体検査の問題が言われております。岩出市において、新型コロナウイルスを事前に把握するために、このPCR検査や抗体検査を実施をして、事前につかむという姿勢は持っておられるのか、これについてお聞きをしておかなければなりません。

それから、必要な物資であります、午前中の答弁では、必要な物資は整っているというように聞くことが答弁で理解をしたんですが、今の物資で十分間に合うの

か、再度見直しをしていく必要があるかと思えます。

最後になります。この複合災害における発生時の避難マニュアル、これは岩出市はもう既に作っておられるのか、多くの市町村で、あるいは和歌山県も最近出たところではありますが、兵庫県や大阪、京都、奈良、そこら辺についてもマニュアルを作って、各市町村にそれを指導しているということをお聞きをしておりますが、避難所運営ガイドラインのマニュアルについて、現在、岩出市は作成中なのか、作成したのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず避難場所の具体的な想定についてですが、従来は避難所における1人当たりの面積を岩出市では3.5平米で見えておりましたが、これを4平方メートルで換算して、収容人員の想定を変更しております。

それと、事前の開設避難所を通常より拡大と、具体的にどういうことかということですが、これについては、台風等、事前に災害が予測される場合に、避難準備等の発令までに開設する施設ですが、従来では、あいあいセンター、総合体育館、公民館、サンホール等の10か所でしたが、今回、改正後にはそれにプラスして、小中学校8か所を追加してございます。

それと、避難所の運営マニュアルについて、これはもう既に作成をしております。今回、新型コロナウイルスの感染拡大の結果、一部の修正というのが県のほうから基準が示されておりますので、この6月に、既に、例えば、先ほど言いました避難所における1人当たりの面積を拡大するとか、そういうところの修正は行ってございます。ちなみに、避難所運営マニュアルについては岩出市のホームページでも、今、修正した分を掲載しているところでございます。

すみません。もう1点、先ほど3密のお話もあって、具体的にどういうことかということですが、先ほどの答弁でもお伝えをいたしましたんですが、7月に広報7月号と同時にチラシの全戸配布ということで、そこで災害時の避難についてということで、まずは事前の備えということで、マスク、体温計、除菌シートなどを備える。避難所の密集を避けるために、親戚、友人、知人宅など、避難することも検討すると。

避難所での過ごし方、これは3密と言っているんですけど、それぞれ換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話をする密接場面というようなことを

避けましょうというふうなチラシを作成しております。

それと、親戚宅にという、実際そういう身を寄せられるところがあるかどうかということについても、それを判断するための避難行動判定フローというのを同じくチラシにつけておまして、それで市民の方が取るべき避難行動をフロー図で確認をしてもらおうと、そういった形のチラシを広報紙とともに配布する予定にしております。

すみません。もう1点、必要な備蓄物資が足りているかということでございますが、これは午前中の答弁でもお伝えいたしました。6月22日時点ではN95のマスク3,360枚、サージカルマスク2万9,500枚、防護服90着、アルコール製剤等の消毒液を約318リットル、これを備蓄しており、新型コロナウイルス感染発生時における職員の防災活動に用いるほか、災害発生時における避難所での使用を想定しております。

現時点では、この備蓄物資の想定でいけるのではないかというふうに考えてございます。ただ、現実的に足りないというような、もしケースが生じるようであれば、それはその都度柔軟に物資の備蓄量の検討をしてまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えします。

P C R検査を岩出市のほうでも事前につかめるようにというお話でしたが、P C R検査の所管につきましては県、この管内では岩出保健所となっておりますので、我々としましては保健所の協力をしていくという形になります。

○尾和議員 抗体検査とかP C Rはしないということなんですか。

○田畑議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 P C R検査とか抗体検査というのは、市のやる業務ではなくて、県のほう、保健所のほうで扱っている業務になりますので、我々のほうとしましては、保健所が協力要請あれば、それに協力していくという形になると思います。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 総花的に言われるとあれなんです。具体的にまた聞きますが、拡大をして、小中学校を8か所ですかね、設置をするということですが、これ、部長、どこに收容するんですかね、体育館ですかね、教室ですかね。体育館であれば、全国的にも冷暖房の設備がないんですよ。夏は暑い、冬は寒い、こういう実態に直面

すると思うんですけども、小中学校の8か所と言われたところは、今空調ある小学校の教室を想定されて言われたのか、体育館を想定されたのか、お聞きをしておかなければなりません。答弁ください。

それと、新型コロナウイルスについては、感染防止のために、感染者と分けざるを得ないんですよ。感染者がないということになれば、今言われたように、1人4平米ですか、それに対応するということになろうと思うんですが、感染者が出た場合に、感染者を分けをしてやりますと、さらにスペースが取れなくなります。

また、標準世帯で1人2平米とかということと言われるんですけども、1人世帯とか2人世帯、あるいは3人世帯、4人世帯、5人世帯によって、このスペースがまた考えざるを得ないということも発生してきますが、これについてはどのようにされるのか、具体的にご答弁を頂きたいと思います。

それから、これ3回目の質問なんですけども、堀口の防災公園ありますよね。これの図面を頂いて見たんですが、出入口が1か所と南西方面に1か所あるんですけども、もっと出入口を増やす必要性がないかなと、私はあの図面を見て思うんですが、そこら辺についてどうされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の小中学校の避難場所の想定ですが、これはまずは体育館を想定しておりますが、状況に応じては、やはり冷房の効く教室等への移動。

○尾和議員 ちょっともう1回。

○大平総務部長 想定としては体育館を想定してございますが、現実に被害があって、集まっていた際に、先ほど言われたような冷暖房がない状況でということであれば、そこは必要に応じて教室も利用するという形で考えてございます。

それと、居住空間の整理については、マニュアルにも記載しているんですけども、世帯ごとに4平米取れるように、例えば、2人世帯であれば連結して、その場所を取るといような形で、世帯ごとに考えていくということと、感染症の疑いのある方が出た場合は、パーティションでその部分を区切って、一般の避難者とはゾーンと動線を分けると、そういった対応をするということと考えてございます。

それと、防災公園の、今の図面での出入口のお話ですが、これについては現状どおり、この設計どおりの対応を考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問を行います。新型コロナウイルスの影響と対策についてであります。

3か月間にわたって休校したこの事態に対して、過去にない未曾有のことであり、教育現場において大きな負担をもたらしていると思います。段階的に再開されても学習の遅れや体力、学力の低下、社会や家庭の問題や課題が発生をしております。学校においては、この現状を真正面から捉えて取組がされていると思います。この事態に当たり、多様な人が力を合わせて、教育崩壊にならないよう最善を尽くすことが求められると思います。

学校において、さらに教育委員会においての役割は重要であると考えております。教師は、感染予防、教育課程の再編成、子供のストレス解消など、失われた時間への取組が最も大切であります。これらの具体的な対策を市においてスピード感を持って対応していただきたいと、そのように思っております。

まず第1点は、現在の学校における課題についてどのように認識されているのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、小中学生の学校の給食問題であります。安全性を確保するためにどのようにしていくのか。

3点目は、感染予防について、その対策はどうか。消毒液、マスク、音楽室での取組。

4番目に、オンライン教育に関して、現在の取組、タブレットの支給と活用についてどうされようとしているのか。

5番目に、空調使用時の課題として、夏休み計画と修学旅行についてどうするか。

6番目に、教職員の長時間労働について、働き方改革として方針が出されておりますが、改善した点と今後の取組についてご答弁を頂きたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の学校再開後のコロナ感染に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目の現状の課題でございますが、基本的な感染対策としては、国から示されております衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づき、児童生徒

はもとより教員の感染防止にも努めているところでございます。

課題につきましては、昨日も岩出保健所管内で、大阪府内に勤務している方、感染者の報道がございました。大阪府へ通勤・通学している市民が多い岩出市としては、終息していない中、感染者や濃厚接触者が出ないかどうか、これをいつも気にしているところでございます。

学校の運営につきましては、保護者の皆様のご協力を得て、毎日の検温など体調のチェックに努めていただき、大いに助かっているところですが、学校においては、子供たちの体調の変化には常に気を配るなど、健康管理に努めているところでございます。

また、学びの保障という面では、臨時休業期間が続きましたので、教材を配布して対応してまいりましたが、学力の定着について検証するため、学力テストを既に実施してございます。

次に、給食の安全確保ですが、給食についても衛生管理マニュアルに示されておりまして、学校給食を実施するに当たっては、学校給食衛生管理基準を改めて徹底するとともに、児童生徒は食事の前の手洗いと飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしないようにして、会話を控えて、食事を取るように指導をしてございます。

感染予防については、児童生徒、教員は全員、まず各家庭での検温と健康チェックをした上で、学校内ではマスクの着用、様々な場面での手洗い、また、感染源を断つという意味では、教員による教室などの消毒の徹底を行っております。

次に、オンライン学習についてであります。今議会におきまして、1人1台パソコンの購入予算のご承認を頂きましたが、現段階では、オンライン学習が実施できる整備には至ってございません。

オンライン学習につきましては、梅田議員、奥田議員のご質問にもお答えいたしました。各家庭でのインターネット環境の違い、また、設置後の回線使用料の問題、持ち帰り使用の際のセキュリティー対策や有害サイトにアクセスできないようにする設定など課題がございますので、今後も検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

次に、空調使用時の課題についてですが、常時、少し窓を開けて、換気しながら使用したり、休憩時間に換気を徹底したりしながら使用してございます。

夏休み計画は、県教育委員会の県立学校の対応に準じまして、8月8日から16日までの9日間としまして、これについては、既に保護者にも周知をしてございます。

修学旅行につきましては、現在のところ、実施する方向で検討中でございます。

最後に、職員の長時間労働についてということでございますが、平成31年1月25日に文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン、これが令和2年1月17日の指針に格上げされたことを受け、本市においても、令和2年3月臨時教育委員会において、教育職員の健康及び福祉の確保に関する規則を制定しました。その中で、超過勤務時間の上限を定め、教職員の業務量の適切な管理を行ってございます。

令和2年3月からは、校務支援システムの運用により、各職員のパソコンで出勤時間を入力することにより、客観的に勤務時間を把握しております。また、月別の集計表は管理職が把握しておりますので、月45時間を超える職員には管理職が聞き取りを行い、面接指導をした上で、教育委員会に報告するようにしてございます。

働き方改革においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、児童生徒の登校時間の制限や中学校部活動指針の遵守などにより、職員の意識改革は進んでおります。また、ICT機器の導入による教材作成の効率化や、スクールサポートスタッフなどの人的支援により、長時間労働の解消に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 まず、学校管理の課題について求められたということなんですが、回答頂きましたが、今現在ある学校管理の問題点として、後から列挙しましたが、学校給食の在り方について、私は、向かい合って食べないとか、食事中は黙って食べて、そうはいつでも、小学生、中学生。小学生にそのことを話ししても、そうもうまい具合いかんかなと、実感として持っております。それらについてどのようにされるのか。

それから、感染予防で、消毒液、マスク、これについてはあると言われるんですけども、設置をするということなんですが、私は一番心配しているのは、音楽室で歌えない、それからリコーダーなり吹けない、こういう実態が今、全国的にも起きておられると聞いております。そういう点でどのような教育方針を持っておられるのか、これを聞いておかなければならないなと思うんですが、それについてご答弁ください。

それから、オンライン教育で、自宅にインターネット回線のあるところとないところ、これがあるかと思うんですが、オンライン教育でタブレットを支給して活用というても、コンピューターあっても、実際上は保護者の家で全てが全てインター

ネット回線を接続しているというところは現在どれぐらいあるのか、未回線がどれぐらいになっているのか、つかんでおられれば、ご答弁ください。

それから、空調の使用の問題で、せっかく空調を設備して、この夏は涼しいところで勉強できるなどという気概があったんですけども、密閉を避けるという意味で、空調をつけても半減をすると、ここら辺について、どのように循環をして、教室の流れを取ると。左右に窓を開けて、空気の流れをつくるというようなことも言われておりますが、ここら辺について、具体的に取れるのかなと思っておりますが、ここら辺についてお聞きをしたいと思えます。

それから、修学旅行なんですけど、中学校はディズニーランドでしたかね、東京のほうですよ。まさしく感染の、いまだに20名前後が発生をしているという状況の中で、中学校の修学旅行の行き先について、再検討する必要があるのではないかなと思うんですけども、府県間の交流についてはオーケーが出たけども、あえて東京のほうに修学旅行を実行するということが得策かなと思っておるんですけども、そこら辺も抜本的に再度見直し、検討をすべきではないかなと思っておりますが、お聞きをしておきたいと思えます。

しかし、中学生の皆さんは楽しみにしている、一生に1回しかない修学旅行なんです、思い出多い旅行にしていただきたいのはやまやまなんですけれども、それによって感染をするということになれば、また後世に課題を残すということもありますので、教育委員会においては、学校等々と協議をして、慎重の上にも慎重に取り組むべきではないかと思えますが、これについてご答弁ください。

それから、教職員の長時間労働についてですが、資料を頂いたら、去年は70時間、80時間という、中学校で資料を見たら、実際には発生しているんですよ。私は、この問題について、もう何回もこの場所で、具体的に長時間労働、過労死ラインを超えているという教師がいてということについては改善をしてほしいということで申し上げてきた1人でありまして、今日、PCで出退勤を管理するというものでありましたが、このPCの起動時点で集約をして校長が管理をしているということでしょうけども、意図的にパソコンを起動しない、切断しないということになれば、意図的に、例えば6時やけども、4時頃、パソコンを切断しておけば、それが出退勤の時間になるということでは、実際の実働と長時間労働のかみ合いもしませんので、そこら辺をどのようにコントロールするのか。結果的には、長時間を減らしていくということの取組をもっと具体的に答弁を頂きたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、給食の食べ方の問題でございますが、今のところ、児童生徒、よく言うことを聞いていただいておりますが、話をせずに、静かに前を向いて食べているという現状でございます。

それから、オンライン学習の関係で、各家庭の接続状況ですけれども、これにつきましては、現在、各家庭に対してアンケート調査を行っておりますので、集計、またそのうちできるかなと思います。

それから、教室の空調ですけれども、先ほどもお答えしましたが、授業時間においても、少し窓を開けながらクーラーを入れる、また、その日の天候にもよるでしょうけれども、休憩時間に換気をして、授業中は閉めてクーラーを入れると、いろいろと、今回については柔軟な対応をしているということでございます。

それから、修学旅行でございますが、もともと10月中に実施をしております。今年も10月に実施予定でございますが、中には、ちょっと遅れて2月に実施するということを検討している小学校もあるということです。

旅行先につきましては、これまで小学校は奈良・京都方面、中学校は東京方面ということでしたが、当然のことながら、コロナウイルスの感染状況、これ見ていかなければなりません。現段階でございますが、小学校で紀南方面とか、中学校では関東以外を検討している学校もあります。ただ、まだ、コロナの感染状況を見ながら決定をしていくということになります。

それから、教員の長時間労働のお話でございましたが、この3月、4月、コロナ感染ということで、学校休業ということでございましたので、今入れております校務支援システム、この辺の見方というんですか、時間の加減というものにつきましては、通常の勤務とは異なりますので、あれですけれども、今回、対象教員275名のうち、月45時間以上勤務した職員というのは、3月はありませんでした。4月は14人、5月が3人ということでございます。

先ほど、1回目の答弁で申し上げましたが、教育職員の健康及び福祉の確保に関する規則を定めておまして、この中で、第2条で、教育職員の業務量の適切な管理ということで、超過勤務時間の上限、1か月45時間、1年間で360時間と定めております。第3条では、予見することができない業務に対して、一時的、または突発的に勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、1か月100時間未満、年間720時間と定めたものでございますので、教職員の健康管理、こういったことについて

も十分対応してまいりたいと考えてございます。

○田畑議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 尾和議員のご質問の音楽の授業についてですが、尾和議員おっしゃるとおりに、今現在、合唱を控えたりとか、リコーダーの飛沫感染がある授業を控えたりっていう現状ではございます。各学校においては、年間指導計画の見直しを行いまして、できるだけ後のほうに回したりとか、あと、ある中学校は中庭で合唱をしたりとか、工夫をして実施しておるところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 何回も言うのもあれなんです、修学旅行ですね。今のお話では実施をする方向で、関東以外のところを考えているということをおっしゃったんですが、旅行会社等の窓口で、もう6月、7月ですよ。宿泊施設とか交通手段とかいろいろやっていく中で、今の段階でそれが実現可能なのかなど。かなりの生徒が行くわけですから、それが可能かどうか、私はちょっと疑問に思うんですけども、そこら辺は、実際、任せてくださいということなのかなと思うんですが、最終的にいつ頃、これは明らかになるのでしょうか。お聞きをしておきたいと思います。

それから、長時間労働の問題ですが、4月で15名、5月で3名出ると。よく言われんですけども、新型コロナウイルスの関係で仕方ないんだと。これは、私は、それを隠れみのにしなくて、もっと長時間については真剣に、教育委員会としても学校と打合せしながら、長時間オーバーしないように最善の努力をすべきだというように思いますから、その点については再度言っておきたいと思います。

それから、タブレットとPCのあれなんです、最近出た、ネット上でも新聞でも出ているんですが、オンライン学習で小学生は疲労感が増大していると、増大する傾向にあると、これは群馬大学の調査で出てきておりました。そういう意味でも、今日のコロナウイルスと関連して、小学生の疲労感、そこら辺をどのようにして解消していくのか、それも併せて検討を教育委員会のほうでしておかなければならないなと思うんですが、市の答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、修学旅行の件でございますが、さっきも申しましたが、今年は行き先の決定について、コロナウイルスの感染状況、これも大きな課題となります。東京方面、

ちょっと苦しいかなというふうに思っています。もう少し状況を見なければならぬということでございます。

また、行き先についても、これ検討する必要があるでございますが、交通手段とか宿泊所、これについても検討する必要がある。中学校については、200人以上行くということになりますので、2班に分けて、修学旅行も視野に入れているところでございます。

いずれにしても、保護者の皆さんの考え方もございますので、先ほど、いつまでということでお聞きいただきましたが、これは旅行会社さんとの関係もございまして、その期限については、旅行会社と詰めていきたいと思っております。

それから、長時間労働の関係ですけれども、先ほど申しましたように、規則も制定をいたしまして、規則に従いまして、長時間労働の縮減に努めてまいります。

それから、オンライン授業で子供たちが疲労感をとということでございますが、オンライン学習そのものについて、我々、先ほどから答弁しておりますように、いろいろと研究しなければならない課題がございますので、疲労感ということまで今のところは考えてございませぬが、オンライン学習の実施という部分についての課題について、まず検討してまいります。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時55分から再開します。

休憩 (15時37分)

再開 (15時55分)

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　それでは、4番目の質疑を行いたいと思っております。

まず、監査業務についてであります。

岩出市の監査業務についてであります。まず、基本理念をしっかりとつかまえておくという立場から、そういうスタンスから、今回の監査業務についての一般質問を行います。

近畿圏の全国的なオンブズマン会議でもよく監査業務について議論をするわけですが、監査というのは、誰のために何をチェックするのかということが一番

大切であります。監査は誰のために行われるか、監査責任は誰に対して負うべきかについて、地方自治体の本旨から、当然地域住民を念頭に置くという違いがあります。これらの定義を踏まえて、自治体監査の実情を見ると、住民への配慮よりも、むしろ首長や中央官庁など、住民以外の利害関係者を意識した制度運営となっており、地方自治の観点から見て、大きな問題であります。地方主権時代にふさわしい自治体監査の基本コンセプトとして、まず住民本位であるということが上げられているのであります。

今年の4月1日から監査基準というものが設けられて、岩出市においてもその制度が導入されておりますが、最小の経費で最大の効果を基本に監査することです。地方自治法でいう、県や市町村など地方公共団体について定めた法律の中にあります。登場するのは第2条第14項で、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉と増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されております。岩出市における監査基準について、新しく制度が導入されました。これについて、岩出市の監査委員としてどのように感じておられるのか、ご見解をお聞きしたいと思います。

まず第1に、監査内部統制力を持つ監査委員としては、今年度の方針についてお聞きをしておきたいと思えます。

2番目に、監査基準において、当市の課題及び重要変更事項についてどうなのか、この点についてお聞きをしておきたいと思えます。

3番目に、今日まで、行政監査の実施件数及び財政援助団体等の監査の実績についてお聞きをしておきたいと思えます。

まず、監査委員の事務局及び監査委員としての立場というものが、今、地方自治体の中で問われているんですけども、監査委員、監査事務局というのは、行政から一歩立場を変えて、立つ位置が違うわけでありまして。他の地方自治体においても監査委員、監査事務局というのは非常に重要な場所でもありますし、そういう意味から、今、岩出市における監査事務について、先ほど申し上げた3点についてご答弁を頂きたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の監査業務についてお答え申し上げます。

第1点目の今年の方針はどうかっていう点でございますが、お話にございましたように、令和2年3月、今年3月に岩出市監査基準というのを策定いたしました。

今年度は、この監査基準に基づき、市の事務事業が法令に従って適正に執行されているか。適合性、正確性の観点、さらに、お話にもございました、支出した費用に見合う効果を上げているか。行政全般にわたって経済性、あるいは、効率性の観点に留意して監査等を実施してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の監査基準において、当市の課題及び重要変更事項についてでございます。お答え申し上げます。

人口減少や少子化、高齢化の進展が見込まれ、さらに昨今の感染症対策、あるいは複合災害等のことが予想されておりますが、非常に厳しい経済情勢、あるいは行財政環境が続いてございますが、限られた財源で無駄なく効率的に執行して、住民サービスの向上を図ることが行政に求められております。

このため、経済性、効率性、有効性の観点に重点を置いた監査等を実施し、監査の質の向上を図っていく必要がございます。岩出市監査基準第7条に規定された監査計画の実施により、監査結果等が事務事業の改善、適正化に資するよう、監査の実効性を高めてまいります。

3点目の行政監査の実施件数及び財政援助団体等監査の実績でございますが、過去3年間において、行政監査及び財政援助団体等の監査は実施してございません。

以上でございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 代表監査委員が今、ご答弁頂きました。岩出市の監査基準で、第2条の2項に行政監査という項目があります。「事務の執行が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査をすること」ということでもあります。3項では、財政援助団体等の監査について、この目的に沿って監査をすることということがうたわれているわけでもあります。従来から、財務監査、決算審査、例月出納検査、基金運用審査、健全化判断比率等の審査については可とするものでありますが、今、代表監査委員が答弁されましたように、過去の行政監査についてはゼロだったということは、今後は許されないと思うんですね。今年度のこの監査基準に従って、やるのか、やらないのか。やっていくという方針なら、その点について可とするものでありますが、それすらしないということであれば、監査委員の役割というのは半減してしまいますし、それだけ重要な役職であるということをご認識していただいて、監査を適正にやっていただくことを求めたいと思います。

それから、私は、決算とか予算とかっていうのを常に見とるんですが、監査委員にこれだけはやっていただきたいなと思うんですが、よく決算書を見ると、入札効果で企業の努力によって差額が出てくると。それが何十%も出てくるような入札結果、これは監査委員としてどのように感じておられるのか。あまりにかけ離れているわけですよ。実際の予算と決算の中に。少なくとも、プラスマイナス10%ぐらいであれば許容範囲だと思うんですが、それ以上の開きが決算書の中に出てくると、補正予算の中にもそういうことが多々出てくるわけですよ。これらについて、監査委員はもっとメスを入れるべきだと思うんですが、それについてお聞きをしておきたいと思います。

監査基準の中で私は一番求めたいのは、外部監査という制度が存在するわけですよ。監査委員だけじゃなくして、外部監査の専門の外部監査制度も、私はこの際提言をしておきたいと思うんですが、これは代表監査委員が答弁をできない部類であるわけですが、代表監査として、所見があればお聞きをしておきたいなと思ってます。よろしくをお願いします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答えいたします。

1点目の行政監査のほうですね。それにつきまして、お答え申し上げます。

行政監査につきましては、今、この基準に行政監査という言葉ができております。これは一応、基準の中で行政監査という項目を置いておるわけでございまして、法律上は、これは必ずしなければいけないというものではございませんで、必要があれば私どもでやりますよと云っている。

もう一つは、現実に定期監査、あるいは月例、そのほかの決算審査等におきましても、行政監査という観点、視点を持ちまして、常々監査を行っているところでございます。

そして、2点目の入札との差額につきまして、これは、私どもは入札の、あるいは積算基礎の専門家でございますが、一応監査する立場の中で、おっしゃった点についても質問させていただきますが、それぞれの事案によりまして、逆に言えば、足りない部分もあるでしょうし、あるいは、今おっしゃられたように、乖離がある部分もあると思います。これにつきましても、納得のいく説明を説明時に求めるわけでございますが、現実問題、非常に、先生のおっしゃられるような10%内というのは、きっちりいかない場合もあろうかと思っております。大きな工事につきましては、

別途工事監査というのを、ここ四、五年なり3回ほど実施してございますが、その中でも、いろんな専門家の方から、ご質問なりご指導頂いております。そういった中で、今後とも、大きな事業等についての検討の中で、工事監査等も含めて検討してまいりたいと思います。

それから、3点目の専門員の件でございます。監査専門員、これは現在での設置は考えてございませんけれども、法律上は地方自治法において規定されておる、設置は可能でございますので、もし必要があれば置くことができると、こういう考えでおります。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 1点だけ、代表監査委員にあれしたいんですが、入札問題で開きがあるということを行いましたけど、マイナスはないんですよ。余っとるんですよ、全て。流用とかあれを出ているというのは、予算の中で出てきてないんですよ。決算の報告でも補正予算でも、全部余ってきとるんですよ。だから言っているんですよ。だから、ここにメスを入れないと、私もしょっちゅう言うんですけども、入札会社の努力によって、これだけの予算が余りましたと。そしたら、その予算が余れば、ほかのところへ使えるわけですよ。過大に見積りを出して、予算取りをして、結果的に残るということでは、最小の経費で最大の効果を上げる、ほかに流用できるわけですから、そういうところにもメスを入れていただきたいということをお願いしとるわけです。

それと、行政監査についてなんですが、行政監査の問題については非常に重要な問題でありまして、今、計数の監査は当然なんですよ、数字が合うというのは、合わなければ問題ですから。行政監査に踏み込んだ各地方自治体でその取組を精力的にやっている地方自治体もあります。そういう意味から、公平中立な立場で、代表監査委員にはご苦勞をかけますが、ぜひ岩出市の健全な発展と市民の幸せのために監査業務をして、取組をしていただきたいということを求めておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 質問にお答えいたします。

1点目の工事の差額ですか、入札差額についてでございますが、逆に足りない場

合ということを申し上げました。それは理論上あり得るということで申し上げただけでございます。おっしゃられるとおり、できるだけ精査した上で、実態に近い査定なり見積りというのをするのが当然だと思います。ただ、いろんな努力によって減らせている部分もあると思いますが、なかなかきっちりいかないというのが現状だと思います。土木関係、事業関係の今後の監査についても、その点にも十分留意しながら、監査の立場でいろいろとやってまいりたいと、このように考えます。

行政監査について、おっしゃられるとおり、住民の福祉の増進、向上について、監査委員という立場から、いろんな監査ございますが、行政監査という重要性、必要性というのは十分把握しておりますが、実態的に我々の今の現状の中で、行政監査に特化して、それだけでやるというのはなかなか非常に厳しい面もございますので、できる限りの範囲の中で対応してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員　5番目の質問を行います。

今回は、一般廃棄物、産業廃棄物に絡んで、紙おむつのリサイクル事業について、私は提言と対策を求めていきたいというふうに思いまして、紙おむつに特化をして質問をさせていただきたいと思っております。

我が国の大量生産、大量消費によって、3Rというものが今求められております。家庭ごみを中心とする一般廃棄物に占める容器包装廃棄物は、容積比で60%、重量比で20%から30%に達していると言われております。

今日、急増する高齢者の中で我が国は、1970年に総人口に占める65歳以上の割合が7%を超えて高齢化社会になり、1994年には14%を超え、高齢化社会の真ただ中に入ります。その間、僅か24年で、他の先進国に例を見ないスピードであります。また、今後の高齢者人口は、2015年には25%を超え、国民の4人に1人は65歳以上の高齢者という時代がやってまいりました。1988年の厚生省の推計では、要介護・寝たきりの高齢者の合計は、2000年の140万人から、2025年には270万人と倍増すると言われております。これら的高齢者の排尿・排便に介護が必要であり、その多くは日常的に紙おむつを必要としているのであります。

紙おむつの生産量は19年間で7倍、転換率はほぼ上限に対しての乳幼児おむつに加え、高齢社会の到来で紙おむつの生産量は大きく伸びております。2000年の紙

おむつの生産トン数は、34万トンに対して、統計を取り始めた1982年の約7倍に増加をしているのであります。

ごみ処理の課題として全体的な事項と具体的な点について答弁を求めると同時に新しい提案をしたいと思っておりますので、この点について前向きな、真剣な答弁を期待して質問をさせていただいているわけでありまして。

まず第1点は、今日、ごみ袋の有料化に伴って、一般ごみと事業系ごみの実績、過去5年間の増減についてどういう推移をしているのかお聞きをしたいと思っております。

2番目は、プラスチック製品の減少化への取り組みについて、今日までどのような取組をしてきたかでありまして。

3番目は、食品の廃棄・ロスへの対策について、現状と方針を求めたいと思っております。

4番目に、紙おむつの点であります。紙おむつ・パット等々の分別収集と資源化への取組について、先進的な他の地方自治体を参考にして、岩出市においても取組をし、いかにして一般廃棄物をなくして減少させていくかという課題が今求められておると思っております。その点についてご答弁を頂きたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 尾和議員、5番目の1点目、家庭系ごみと事業系ごみの実績と過去5年間の増減についてお答えします。

平成27年度、家庭系ごみ総排出量1,391万4,890キログラム、対前年度比67万7,320キログラム、4.87%の減、事業系ごみ総排出量443万1,590キログラム、対前年度比9万7,810キログラム、2.21%の増、平成28年度、家庭系ごみ総排出量1,331万7,960キログラム、対前年度比59万6,930キログラム、4.48%の減、事業系ごみ総排出量453万8,300キログラム、対前年度比10万6,710キログラム、2.35%の増、平成29年度、家庭系ごみ総排出量1,323万850キログラム、対前年度比8万7,110キログラム、0.66%の減、事業系ごみ総排出量472万5,570キログラム、対前年度比18万7,270キログラム、3.96%の増、平成30年度家庭系ごみ総排出量1,344万7,540キログラム、対前年度比21万6,690キログラム、1.61%の増、事業系ごみ総排出量556万3,630キログラム、対前年度比83万8,060キログラム、15.06%の増、令和元年度、家庭系ごみ総排出量1,328万430キログラム、対前年度比16万7,110キログラム、1.26%の減、事業系ごみ総排出量602万4,240キログラム、対前年度比46万610キログラム、7.65%の増となっております。平成27年度と令和元年度を比較しますと、

家庭系で63万4,460キログラム、4.56%の減、事業系で159万2,650キログラム、35.94%の増となっております。なお、平成30年度に家庭系ごみが増加しておりますのは、9月の台風21号の影響によるものであります。

次に、2点目、プラスチック製品の減少化への取組についてお答えいたします。

プラスチック製品のうち、ペットボトルや容器包装リサイクルに係るその他プラスチック類は資源ごみとして収集しており、収集量の傾向としては増加傾向であります。近年、海洋プラスチックごみが増加するなど、環境問題が大きくなる中、市では、クリーン缶トリー運動や市内小学校4年生を対象にした環境出前講座などに取り組み、不法投棄の防止やごみの減量分別の徹底に取り組んでいるところです。

また、本年7月から、プラスチックごみの削減を目的に、スーパーやコンビニ等でのレジ袋の有料化が全国で開始されることで、プラスチックごみ削減に対する意識の向上が図られるものと考えております。

市といたしましても、市民、企業、行政が一体となって取り組むことが重要であることから、「広報いわで」や市ウェブサイトなどで周知・啓発に取り組んでまいります。

次に、3点目の食品の廃棄・ロスへの対策、現状と方針についてですが、食品ロス削減、食品リサイクルの促進は、自給率が低いとされる日本国内においては重要な問題であると認識しております。

市では、市内の食品加工業や大手スーパー等を訪問し、お弁当やお総菜などの販売量の調整や値引きによる売りきりを推進することで、食品残渣として廃棄処分することのないよう助言・指導を行い、市の減量化対策にご理解をいただいているところでございます。引き続き、多量排出事業者への助言・指導に取り組んでいきたいと考えております。また、食品ロス削減の取組として、3010運動のチラシを作成し、市内飲食店や市商工会、各種団体に対して、啓発を行っております。

次に、4点目の紙おむつ・パット等の分別収集と資源化への取組についてお答えします。

市では、使用済み紙おむつを可燃ごみとして焼却処分しているところであり、現時点では、具体的な再資源化に向けての取組は行っておりません。近年の高齢化に伴い、紙おむつの消費量は年々増加傾向であることから、令和2年3月に環境省において、使用済み紙おむつ再生利用等に関するガイドラインが策定されるなど、全国的にも課題となっております。

紙おむつの素材は、上質パルプ、フィルム、吸水性樹脂から構成され、再生利用

等により、パルプ等への有効利用が可能とされており、紙おむつ製造者によっては、独自技術により、再生利用に取り組んでいることは承知しております。

しかしながら、衛生面や使用済み紙おむつ再生利用等技術を有する企業の情報が不足していることもあり、適正処理の確保などに課題も多いことから、現時点においては、まず情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 今、ごみ問題についてご答弁頂きました。一般ごみと事業系ごみの推移なんですけども、この有料化が導入されてから、一般ごみ、家庭から出ているごみ、事業系ごみ、総じて、そんなに減少しないよ、有料化したからといって、目標値を設定したと思うんですよね、有料化した時点で。目標値を達成したのかどうか、この数字からですね、部長のほうで判断をされておると思うんですが、達成したかという点であります。当然、自然増というのはありますから、住宅開発とかいろいろな形で人口の増加に伴って出てくる部類はありますが、総じて、そんなにごみの減量化ってというのは、目に見えて、そんなに成果が上がらないという統計も、過去のこの議場でも一般質問をしてきました。ごみの問題を研究している大学教授の論文などを読みますと、有料化しても絶対的なごみの量は減らないんだということの指摘どおり、岩出市においてもその現象は出ているのではないかなと思うんですが、それについてどのように考えておられるのか。

それから、プラスチックの問題であります。これは海洋投棄で、ミクロのプラスチックが海洋に流れ出て、鯨とか魚類の胃の中に入って、それが循環して人間の口に入るということが発生して、社会的にも、世界的にも、今問題になっているわけです。減少化に向けて、さらに強力な推進を求めておきたいと思っております。

それから、食品の廃棄・ロスの問題であります。今、コンビニ等でも発注統制をしながら、天気の場合と雨の場合で発注数量を変えたり、いろいろな催しのときには多く発注をして、店頭にもそんなに、必要以上に多く、おにぎりとか、弁当とか、サンドイッチとか、そこら辺についても、必要最小限度の数量に抑えて商品ロスの取組をしてるといえるのは目に見えて理解をしとるんですけども、さらに商品ロス、賞味期間の関係でロスが発生している。ここら辺の処理についても、事業系の団体、量販店に運動を進めていただきたい、そのように感じております。

それから、紙おむつの件ですが、今、環境省が出したということでは言われております。今、先進地域で二、三、私ちょっと例を挙げたいと思うんですが、福岡県で

今取組を積極的にやっております。この紙おむつで、医療関係の施設、成人施設ですよね。それから介護施設、それから乳幼児の医療施設、それから保育施設、さらに紙おむつの点でいえば、犬とか猫が高齢者になったら、おしめをかけて散歩している方も多いですよね。これらの廃棄物が全て焼却処分で一般廃棄物として出てきております。岩出市におけるこれらの施設の数量をチェックすべきではないかなと。データを持っておられるのであればデータを上げていただきたいんですが、これ福岡市で、年間それらの合計をすると7,862トン、福岡県内でいえば、市町村合わせて1万2,239トン出ております。これらをリサイクルをして今進めようとしてるんですけども、それと福岡県では、大木町の形で紙おむつ専用回収ボックスを設置して、週2回、回収をしております。この回収の年合計が84万トン、実績として出ていると。それから、鹿児島県の志布志市のケースでいえば、ユニ・チャームというのが、その企業と連携をして、再生協定を結んで、紙おむつの再生実験を開始したと言われております。それから、鳥取県の伯耆町のケースでは、ここでは人口が1万2,000ぐらいですから、岩出市の5分の1ぐらいの人口しかないだろうと思うんですが、年間120トン、紙おむつが出ているという統計が出ております。

まず手始めに、部長ね、この紙おむつについて実態を精査すると、把握をするという意味で、持っておられるんやったら今日答弁を頂きたいんですが、その実態把握をしていただけませんか、まず取りあえず。そして、近隣の市町村と協力して紙おむつのリサイクルの取組をぜひ実施をしていただきたいと思うんですが、まずそれについて、今上げた点についてご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、有料化がスタートしてから目標は達成したかについてでございますが、家庭系の有料化に伴う可燃系ごみにつきましては、1人1日当たりの排出量に換算いたしますと、有料化前の平成23年から有料化がスタートした令和元年度、去年の実績では17.7%というところの減量となっておりまして、目標としましては25%ということで、目標のほうは達成してございませんが、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、海洋プラスチック、廃プラスチック廃棄物につきましては、現在増加傾向にはございますが、クリーン缶トリー、また分別の徹底等で減量化のほうに向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

食品廃棄物ロスにつきまして、事業者への働きかけというところにつきましては、事業所には直接訪問して、発注調整や食品残渣、特に食物の無駄を省くというようなところに重点を置いて指導助言等を行って、減量のほうに取り組んでいるところでございます。

紙おむつの数量ということでございますが、紙おむつにつきましては、現在、一般廃棄物という位置づけでございますので、数量等につきましては、把握をしてございません。また、事例等につきましても、各自治体で行っているところは承知してございますが、処理に対する適切な確立というものをもう少し情報収集をしていかなければならないものと考えてございます。

すみません。実態につきましては、現在、そのような適正な処理についての確立等の情報等について、まだ不足しているところもございますので、紙おむつに特定しての実態把握については現在考えてございません。

○田畑議長 生活福祉部理事。

○山本生活福祉部理事 先ほど生活環境課長が申したとおり、医療系と介護系の紙おむつの実態調査ということになります。紙おむつにつきましては、今のところ、一般廃棄物ということでやっております。議員おっしゃられてる紙おむつのリサイクルにつきましては、まだ現在のところ、国内で流通しているか、リサイクルの輪ができておりません。廃プラスチック、その他プラスチックにつきましても、中国とか、その辺へ輸出していたことが原因でマイクロプラスチックの問題も出ております。ですから、紙おむつにつきましても、国内でリサイクルの輪、国内で流通全部できる、リサイクルもできる、そういう状況になりましたところで、市としては考えていきたいと思っております。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 実態調査を・・・。

○田畑議長 実態調査はしておりませんということですから。

○尾和議員 部長に言うとりんやけど、部長、取組せんのか。

○田畑議長 しないということでした、さっきは。

○尾和議員 いやいや、議長が答弁すること違う、こっちが・・・

○田畑議長 もう答弁済んでるから、課長が。

○尾和議員 いや、済んでない。私は理解してないから、もう一遍聞いとるんです。

答弁してください。実態調査だけでもやったらどうかな。

○田畑議長 生活福祉部理事。

○山本生活福祉部理事 すみません。私、理事でございますが、部長級でございます。うちの環境部の環境のほうは、私が答えたことは部長が答えたことと同じになりますので、今のところ、そういう実態調査は行いませんと、部長級で私が答えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 誠に残念です。私は、それをすぐやれとは言っていないわけです。どれぐらい岩出市で出てるのかという調査ぐらいはやるべきだと思うんですが、それをしない理由は、各介護施設とか利用施設にデータ送って、これちょっと調べてほしいと、どれぐらい出てるのか、年間通じてやれとは言っていないんです。例えば、来月やりましょうと、来月どれぐらい出てるのかなということを統計としてつかんでいただきたいということをお願いしとるわけですから、それについては、市長、どうですか。これは前向きに、一遍やってもらえませんか。我々、もう10年、20年先には紙おむつをする年代ですよ。年代の時代の人が見て、やはりそれはやっとうと、廃棄物をなるべく少なくしていこうということを取組をするということすらやらないんですかということをお聞きしているわけですから、その調査ぐらいは、ぜひ市長、やってください。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の医療施設、介護施設、乳幼児の病院、あるいは保育施設等への調査でございますが、先ほども答弁申し上げましたとおり、衛生面や使用済み紙おむつ再生利用等の技術を有する企業の情報が不足していることもありまして、適正処理の確保などに課題も多いことが見込まれますから、現時点においては、まず、この事業の情報収集に努めていきたいというふうに考えておりまして、施設のごみの排出量の調査については、現在のところ考えてございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和議員。

○尾和議員 6番目、パスします。時間ないんで。

○田畑議長 はい。じゃあ、続きまして、7番目の質問をお願いします。

○尾和議員 残りはまだ4分切りましたんで、申し訳ないですが、6番目はまた次回に回すということにしたいと思います。

7番目の土砂災害危険区域の固定資産税の減免についてです。

岩出市内においては、固定資産に関して、6月議会において、浸水被害地区内において特例措置が創設されました。しかし、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定された場合、他の自治体では減免措置による30%の減免が2014年頃から実施をされてきております。そこで、次の点について質問をします。

まず1点目、岩出市内において、イエローゾーンとレッドゾーンの区域は何か所あって、その面積は幾らあるのか。その対策についてどうか。

それから、3番目に、減免制度の創設、導入についての考えをお聞きしておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の7番目、土砂災害危険区域の固定資産税減免について、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目、岩出市内には何か所あり、その面積はどうかについてですが、岩出市では、区域指定権者の県により、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40か所、そのうち特別警戒区域を含むところが30か所、急傾斜地の崩壊に区分される土砂災害警戒区域は44か所、特別警戒区域は全ての箇所に含まれて指定されております。

面積につきましては、土石流に区分される土砂災害警戒区域は161万6,313平米、うち特別警戒区域は7万768平米、急傾斜地の崩壊に区分される土砂災害警戒区域は77万1,079平米、うち特別警戒区域は41万7,228平米です。

次に、2点目、その対策はどうかについてですが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の区分指定を受け、県事業の急傾斜地崩壊対策事業の採択要件である、1、急傾斜地が自然斜面である、2、傾斜角度が30度以上、急傾斜地の高さが原則として10メートル以上、3、急傾斜地の崩壊により被害が生じるおそれがある家が10戸以上密集している、4、住居の移転適地がないこと、5、急傾斜地等の所有者が県に工事に必要な用地を無償で提供するなどを満たす場合、申請により、該当するかどうかにつきまして、県の助言を頂きながら現地調査を行い、該当すれば、県に対し、申請等事業を進めてまいります。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の7番目のご質問にお答えいたします。

3点目の減免制度の導入はどうかについてですが、土砂災害警戒区域について、固定資産税の減免を現在岩出市では行っておりません。しかし、他市町村において、

土地評価額の減額補正を行っている団体もあることから、本市としましても、令和3年度評価替えて土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンのほうですけども、の補正を検討しているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 総務部長ね、令和3年度というたら、来年度ですよ。評価替えに伴ってということですが、導入するに当たって、枠として何%ぐらい減額という、そこまで現時点で答弁できますか。よろしくお願いします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

評価額の減額補正、どの程度でということ、具体的にというご質問だったかと思いますが、補正方法については、現在実施をしている他市町村の状況を見ながら補正の検討をしているところでありますので、まだ具体的に何%というところまでは、現時点では決まっておりません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和議員。

○尾和議員 この土砂災害危険区域、レッドゾーンとイエローゾーンあるんですが、レッドゾーンについては、私権の侵害になりますし、非常な制約が発生をしております。通常の課税と同じ比率にするということはやはり問題があると思いますし、そういう意味では、浸水被害のところにあるように、同様に各市町村では、レッドゾーンの区域については固定資産税の減免を実施しているということでもありますので、ぜひ、令和3年度実施を強く求めて、質問を終わります。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

確かに、レッドゾーンに指定されているところには制限がかかるということもございますので、先ほども答弁をいたしました、他市町村の状況も踏まえまして、いわゆるレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域への補正を検討してまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とし、次の会議を6月25日木曜、午前9時半から開催することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議を6月25日木曜、午前9時半から開催することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

延会

(16時49分)